

## 第7回 DAAS運営委員会

□日 時： 2008年9月26日(金) 午後2時～4時  
 □場 所： 慶應義塾大学東館4階G-SECセミナー室  
 〒108-8345 東京都港区三田2-15-4 東館

### □議 事：

#### [審議事項]

総会議案と提出資料(案)の確認と承認の件

議案1 第2期(2007\_2008年度)事業報告(案)、収支決算書(案)ならびに監査報告(案)

- |            |       |
|------------|-------|
| ① 事業報告(案)  | 〈資料1〉 |
| ② 収支決算書(案) | 〈資料2〉 |
| ③ 監査報告(案)  | 〈資料3〉 |

議案2 第3期(2008\_2009年度)事業計画(案)及び収支予算(案)

- |           |       |
|-----------|-------|
| ① 事業計画(案) | 〈資料4〉 |
| ② 収支予算(案) | 〈資料5〉 |

議案3 その他総会議案

- |              |       |
|--------------|-------|
| ① 規約変更(案)    | 〈資料6〉 |
| ② 会費等規定変更(案) | 〈資料6〉 |

議案4 事後報告事項

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ① 規約第7条第4項に基づく指定代表者の変更について | 〈資料7〉 |
| ② 会員名簿(案)及び役員名簿(案)         | 〈資料8〉 |
| ③ 旅費規程について                 | 〈資料9〉 |

#### [報告事項]

- ・2008年度 DAAS 会費ご請求に関する件
- ・総会開催の日時について

日時：2008年10月31日(金) 午後2時～

場所：(財)ベターリビング1階会議室

### □配布資料：

- |     |  |
|-----|--|
| 資料1 | 第2期(2007_2008年度)活動について<br>第2期(2007_2008年度)事業報告書(案) |
| 資料2 | 第2期(2007_2008年度)収支決算書(案)                           |
| 資料3 | 監査報告書(案)   |
| 資料4 | 第3期(2008_2009年度)事業計画(案)                            |

- 資料5 第3期(2008\_2009年度)収支予算(案)
- 資料6 その他総会議案 1. 規約変更(案)  
その他総会議案 2. 会費等規定の変更(案)
- 資料6-添1 建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム規約(現行)
- 資料6-添2 建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム 会費等規定(現行)
- 資料7 指定代表者変更について
- 資料8 役員名簿(案)および会員名簿(案)
- 資料9 委員等旅費規程および職員等旅費規程

## 第2期(2007年10月～2008年9月)の活動について

〈資料1〉

2008年9月17日

DAAS運営委員長 三塩 達也

初秋の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、DAASにおきましては、2007年10月に第2期(2007-2008)の年次総会を開いて以来、早くもほぼ1年が経過いたしました。次回運営委員会及び総会における正式の報告に先立ち、今期(2007年10月～2008年9月)のこれまでの活動状況を報告させていただきます。

今期の運営は、DAASの活動を目に見える形で具体化することを基本方針に掲げ、各種事業やコンテンツの充実を努めました。それに伴うWeb画面の改善も進め、写真に付随した諸元のデータベースを修正・追加し、検索機能を充実させました。また、英訳化も今期中に実現の目処が立ち、さらに、連載コラムや寄稿などをTOP画面に加えて、今まで以上に魅力的で、見やすく、海外からのアクセスも可能なWebへと進化させました。おかげさまでDAASウェブの閲覧者数は約6万人/年、アクセス数は約140万回/年となってきております。

事務局運営についても、昨期同様に毎月事務局会議を開催し、新法人制度下での法人格取得に向けた内部規定の整備、改定等を進めるとともに、新たな事務局員の参加を得るなど、体制強化も図って参りました。

コンテンツの拡充としては、建築写真家協会との対話及び協会員へのアンケートの実施等を行い、建築写真のデジタル化に向けた具体的な意見交換を進めています。さらに、会員団体の表彰物件のデータを収録する作業の準備を進めました。また、デジタルの特性とその効果を最大限に活かしたコンテンツ整備として、昨年度から行っている建築家へのインタビュー等の動画の収録を進め、池原氏、難波氏の2氏分の撮影を終了し、現在ウェブへの掲載を準備中であり、さらに2名の収録を引き続き準備しているところです。

学生に訴求するイベントとして昨期募集した卒業設計のデジタルプレゼンテーションについては、今期に審査講評を行い、隈研吾理事による講評会の模様は記録映像としてウェブに掲載しました。現在、新たに評者を六角鬼丈理事にお願いし、2回目の募集を行っているところです。

これらの活動の他、建築学会の学会誌におけるDAASの紹介文の寄稿なども通じ、DAASの認知はかなり進んできたものと考えておりますが、さらに認知度を高めることが必要であると感じており、次期においては、会員団体である(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築士会連合会及び(社)日本建築家協会の全国大会等において、シンポジウムへの参加、Webのデモ、展示パネルによる収録作品の紹介等を行うこととして準備を進めているところです。

今後、さらにコンソーシアム会員の会員サービスにも工夫をし、会員を増やすことで事業の安定的実施環境を整えるとともに、建築系の学生を含めた利用者の拡大を図りたいと思います。

また、コンテンツの拡充については、今期の路線を継承しつつ、それを軌道に乗せ、また国庫補助事業等も活用してより充実したものとするを考えています。

来年度も限られた予算ではありますが、日本で唯一の建築デジタルアーカイブスとして、その存在価値、利用価値を高めていきたいと考えており、皆様方におかれましては、そのための積極的なご協力と、建設的なご意見を、事務局へお寄せ下さいますようお願いいたします。

会員の皆様の活動に関するご理解を重ねてお願い申し上げます、私の報告とさせていただきます。

※ 本事業報告案は、運営委員会(9月26日)、総会(10月31日)において審議後成案となります。(運営委員会までに若干の修正もあり得ますがご了承ください。)また、多くの事業内容は、ウェブに反映しております。DAAS ウェブもぜひご覧ください。

<http://www.daas.jp>

## 第2期(2007—2008)事業報告

(案)

### 1. 概要

第2期目を迎えたDAASは、第1期に引き続き、DAASの目的とする建築資料のデジタル保全とそのウェブによる提供に関する事業を進めた。新たなコンテンツの収集は準備に時間を要し限定的なものにとどまったが、ウェブの閲覧者は今期年間6万人、アクセスページ数は140万件/年となる見込みとなっており、建築関係者へのDAASの周知は進んできているものと考えられる。

### 2. 事業報告

#### (1) 法人格取得に向けた検討準備

現在、任意団体であるDAASコンソーシアムの法人化について、新法人制度に係る情報収集及び対応の検討を事務局及び運営委員会において行った。基本的には公益社団法人化を目指しつつ、その要件によっては、当面、一般社団として運営し、実績を積んだ上で公益法人格を取得するという対応方針が了解された。

また、法人格取得のため、組織的な意思決定システムや事務局内の責任体制の明確化等について検討し、必要な内部規定の整備を進めた。

#### (2) 事業費の確保

本期は、予算案で計上した会費において、3社の減額の申し出(2口→1口)があった一方、新規会員企業が2社あり、会費収入は66万円の減収となった。一方、収蔵データの利用申し込みがあり、3件6点のデータ提供を行うことによる収入が6万円得られた。結果的に、対前期60万円の減収となっている。

(参考)資料提供した相手先等

昭文社なるほど知図帳「日本の建築(2008.2)」、松下夕留ミュージアム「村野藤吾展(2008.8~10)」、阪急コミュニケーションズ「アテス 2008.10号」

事務局及び運営委員会では、会員の会費支出の理解を得ることのできる事業展開、会費以外の事業収入の確保方策について検討を行い、次期の事業計画に反映することとした。

## (会員サービスの充実)

- ・ 会員ページの整備、会員の建築作品の集中的収蔵・提供、会員へのリンクの充実。
- ・ 各会員団体表彰物件の記録作成協力(後掲) 等

## (会費以外収入の検討)

- ・ コンテンツ整備を兼ねたイベント企画等における会費以外のスポンサー獲得。
- ・ DAAS コンテンツの利用料収入の確保
- ・ ウェブ上の広告 等

## (3)基本システムの運営・管理

ウェブの閲覧者は年間6万人、アクセス頁数は140万件、ウェブの登録メンバー数は約1,700名となり、閲覧者数は増加傾向にある。

一方、当初システムのデータに不具合が認められ、その修復作業を進めた。特に収蔵写真のメタデータ(資料の諸元データ)に表記の揺れ等があり、修正、追加情報の入力作業等を進めた。

## (4)コンテンツの整備

コンテンツの整備については、基本となる建築資料の収集、保全に関しては、①コンテンツを保有する建築写真家との連携、②各団体の表彰事業の表彰物件のデータ収蔵、③動画の収録等を進める他、コンテンツを魅力ある形で紹介するため、④若手建築史家等によるコラムの掲載等を開始した。また、コンテンツの充実を図ると共に、学生へのDAASの普及等を目的として、⑤デジタル卒業設計大賞の企画を継続し、さらに、⑥平成20年度の国土交通省の補助事業の活用によるコンテンツ整備の企画等について検討を進めた。

## ① 写真家協会との連携

建築写真家協会へのヒアリング、意見交換を実施するとともに、DAASとの連携についての協会員へのアンケートを実施した。具体的には、写真家が保有するコンテンツのリスト及びサムネイルでDAASウェブにより広く社会に紹介すること、劣化写真をDAASがデジタル保全すること、新たに建築写真の撮影をDAASから依頼することなどについて、写真家の権利を最大限保護する形での連携について協議している。

## ② 各団体の表彰物件のデータ収蔵

会員団体の協力により、各団体の新規表彰物件については、DAASへの資料提供の了解を募集段階から得ることとされた。各団体の表彰事業の実施状況のヒアリングを行った結果、表彰事業の審査等で用いられている資料については、DAASで収録するには画質等において適当でなく、受賞者と連絡をとって収録保全用のデータを収集する必要性が明らかになったため、過去の受賞作品も含め、国の補助事業を活用(後掲)した表彰作品のデ

一斉整備について検討を進めた。

### ③ 動画収録

第2期においては、池原義郎氏及び難波和彦氏(DAAS 理事)の自身による建築解説、作品撮影を終了し、現在ウェブへの掲載準備を進めており、林昌二氏、古谷誠章氏(DAAS 理事)の撮影準備を継続している。

また、第1期に募集したデジタル卒業設計大賞の隈研吾氏(DAAS 理事)による講評会(懇親会)の様相を動画で撮影し、ウェブに公開した。

### ④ 若手建築史家等によるコラムの掲載

DAAS コンテンツを閲覧者に魅力的に紹介するため、従来の収蔵作品の訪問記録に加え、若手の気鋭の建築史家等によるコンテンツの紹介記事(コラム)の執筆を依頼し掲載を開始した。具体的には、五十嵐太郎氏(東北大学准教授)から、後継者の紹介を受けつつリレーしていくリレーコラム及び、平塚桂氏(ポム企画)による連載コラムを掲載した。

### ⑤ 2008年デジタル卒業設計大賞の実施。

第1期にDAASの学生への普及に寄与した2007年卒業設計大賞について、受賞作品、講評会の動画等をウェブに掲載するとともに、第2期も継続し、2008年の募集を開始した。2008年は評者を六角鬼丈氏(DAAS 理事)に依頼し、9月中を応募期間としている。

### ⑥ 国土交通省補助事業の活用によるコンテンツ整備

国土交通省が募集する、住宅・建築物の長期的な利用に資する事業への補助金について、(社)日本建築士会連合会が応募する事業に協力することを検討した。具体的には、長期に保全すべき住宅、建築、街並みに関するリストの作成、表彰物件等の記録の作成、住宅・建築物及びその記録の保全活用等に関する情報提供等の事業について士会に協力するとともに、その成果をDAASウェブのコンテンツとして活用することについて準備、検討し、次期に実施することとしている。

## (5) Web サイトの改善

### ① 英文サイトの創設

第1期からの継続事業となっていた英文サイトについて、第2期において当初整備分を掲載した(9月中見込み)。これにより、海外からのアクセスが可能となった。

### ② デザイン、機能の更新・改善

トップページにおいて収蔵写真をスライドショーで紹介するなどデザインの変更、及び、今期に行った各種コンテンツ整備に応じたウェブページの改訂を行い、さらに検索機能の

強化等各種機能の改善を行った。

また、次期のコンテンツ拡大に向けたデザイン変更に関する企画・検討を進めた。

#### (6) コンソーシアムの広報

建築のアーカイブに関する特集が組まれた建築学会の学会誌上(2008年5月号)において、DAASを紹介する記事を寄稿する他、卒業設計賞の広報の機会に併せ建築設計系大学に対しメール等で広報を行なった。この結果、建築学会関係者等におけるDAASの周知は一定程度進んだものと考えられる。また、次期に開催される平成20年度の(社)日本建築士会連合会、(社)建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会の全国大会において、DAASの広報に資するため、建築資料の保全に関するシンポジウムに参加する等の準備を進めた。

#### (7) 実空間展示等の企画立案

次期に開催される関係団体の全国大会等(前掲)の会場におけるDAASの収蔵コンテンツを利用した展示及びウェブのデモンストレーションを企画し、パネルの作成等の準備を進めた。

(以上)

〈資料2〉

**建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム  
第2期(2007-2008年度)収支決算書(案)**

2007年10月1日から 2008年9月30日まで

2008年9月30日現在

(単位:円)

科目 費目	予算額	決算額	差異	備考
<b>I. 収入の部</b>				
会費・入会金収入	12,270,000	11,610,000	660,000	
企業会員	11,040,000	10,380,000	660,000	
団体会員	1,200,000	1,200,000	0	
学術・教育機関会員	30,000	30,000	0	
事業収入	0	60,000	▲ 60,000	
コンテンツ有償利用料	0	60,000	▲ 60,000	
その他収入	0	16,969	▲ 16,969	
預入利息	0	16,919	▲ 16,919	
雑収入	0	50	▲ 50	
当期収入合計(A)	12,270,000	11,686,969	583,031	
前期繰越収支差額	3,151,333	3,151,333	0	
収入合計(B)	15,421,333	14,838,302	583,031	
<b>II. 支出の部</b>				
事業費	9,000,000	4,999,103	4,000,897	保守費150万を留保
WEBサイト改修委託費	3,000,000	2,837,500	162,500	
イベント事業費	2,000,000	123,470	1,876,530	
コンテンツ整備事業費	4,000,000	2,038,133	1,961,867	
管理費	5,520,000	5,766,068	▲ 246,068	
事務局委託費	3,700,000	4,809,700	▲ 1,109,700	
会議費	100,000	19,375	80,625	
旅費交通費	200,000	371,680	▲ 171,680	
通信運搬費	300,000	51,660	248,340	
機材費	200,000	0	200,000	
手数料	0	7,245	▲ 7,245	
消耗品費	300,000	131,591	168,409	
総会運営費	200,000	162,017	37,983	
弁護士相談費	300,000	0	300,000	
会計士外部委託費	150,000	210,000	▲ 60,000	
租税公課	70,000	2,800	67,200	
予備費	901,333	0	901,333	
未払い金	0	0	0	
当期支出合計(C)	15,421,333	10,765,171	4,656,162	
当期収支差額(A)－(C)	▲ 3,151,333	921,798	▲ 4,073,131	
次期繰越収支差額(B)－(C)	0	4,073,131	▲ 4,073,131	



# 監査報告書（案）

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約第 15 条第 4 項の規定に基づき、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアムの 2007 年度(2007 年 10 月 1 日から 2008 年 9 月 30 日まで)の業務報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行った結果、正確かつ適正であることを認めます。

2008 年 月 日

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム監事  
社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長  
三栖 邦博 印

2008 年 月 日

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム監事  
社団法人 建築業協会 会長  
野村 哲也 印

## 〈資料4〉

第3期（2008—2009）事業計画  
（案）

## 1. 基本方針

第3期目のDAASは、第2期の準備作業の結果としての具体的なコンテンツの充実及びそれを反映したウェブの改善等を図るとともに、DAASの目的、活動内容のさらなる普及、周知を進め、活動成果の指標ともなる閲覧者数を倍増させることを目標とする。

## 2. 事業計画

## （1）法人化の準備と事務局体制の整備

今期中の新法人制度の施行に伴い、必要な内部規定の整備等、事務局体制の整備を進める。なお、事務局の所在地及び事務の委託先を、事務実施効率の高い所在地及び委託先に変更する。

## （2）事業費の確保

会費収入の安定的な確保が図られるよう、会員に対する活動状況の報告の充実等に努めるとともに、会費以外の事業費収入を確保についてさらに検討を進める。

## （3）基本システムの運営・管理

当初システムのデータに生じている不具合の確認及び修補を終了させ、収集データの十分な活用が図られるようにする。また、サーバー等機材のメンテナンス、更新を効率的に実施する。

## （4）コンテンツの整備

限られた予算の効率的執行に努め、第2期に準備したコンテンツの整備を進めるとともに、閲覧者等の参加によるコンテンツ整備について検討する。

## ① 写真家協会との連携

建築写真家協会会員に実施したアンケート等をもとに、具体的な写真家との連携によるコンテンツの整備を試行する。

## ② 各団体の表彰物件のデータ収集

会員団体である、（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築家協会、（社）日本建築学会の過去の表彰作品について、データ整備を進める。

## ③ 動画収録

第2期に収録した池原氏、難波氏による自身の作品解説等の動画のウェブ掲載を行うとともに、準備中の林氏、古谷氏の撮影及び新たに2名の動画の収録準備を進める。また、各種企画の実施状況を動画で撮影し、ウェブに掲載する。

## ④ 建築史家等による収集作品の解説等の掲載

第2期に開始した若手建築史家等による収蔵作品等の解説記事の掲載を継続するとともに、収蔵作品の建築当時を知る建築史家、建築雑誌の編集者等に対するインタビューを実施し、その記録を収蔵、掲載する。

⑤ 第3回デジタル卒業設計大賞の実施。

第3期においても、第3回のデジタル卒業設計大賞を実施する。なお、実施方法については、第1期、第2期の実施状況等を分析し、より多くの参加者が得られる方法及びスポンサーの確保等について検討する。

⑥ 国土交通省補助事業の活用によるコンテンツ整備

国土交通省の補助事業として、(社)日本建築士会連合会が実施する、保全すべき住宅、建築、街並みに関するリスト及び記録の作成、長期保全に関する情報提供等の事業について協力し、その成果の提供を受け DAAS コンテンツとして活用する。

⑦ 資料提供者および閲覧者の参加によるコンテンツの充実

資料提供者による資料提供が現在のような事務局を介する方法ではなく、提供者本人がより簡便に DAAS へ収蔵できるようシステムの機能拡張を行う。また、資料提供者によって DAAS に収蔵されたコンテンツを、閲覧者が「引用」「一覧」できるようにすると共に、さらにそれらを独自のコンテンツとして公開することで、現在のコミュニティ機能を一層強化する。

(5) Web サイトの改善

① 英文サイトの充実

第2期に概成した英文サイトについて、さらに英語での閲覧範囲を拡大する準備を進める。

② デザイン、機能の更新・改善

「(4) コンテンツの整備」で掲げた事業計画に呼応する形で、ウェブデザインの見直しと基本システムの機能拡張を順次行う。特に写真家協会との連携や各団体の表彰物件など、今後増加する資料提供者に対する DAAS への容易な収蔵機能の実現と、収蔵コンテンツを活用した閲覧者によるコラム・解説・キュレーションなどの創作を支援する機能を実現する。

(6) DAAS の広報

平成20年度の(社)日本建築士会連合会、(社)建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会の全国大会等において、DAAS の収蔵写真の掲示、ウェブのデモンストレーション、建築資料の保全に関するシンポジウムへの参加(JIA 大会)を行う。

また、新たなコンテンツ整備時、ウェブの更新時、各種企画の実施時には、積極的にメディアに対し広報することとする。

(7) 実空間展示等の企画立案

会員団体の全国大会における展示（前掲）を行うほか、第1期に菊竹氏に協力いただいて実施した氏の作品の収録データの上映及び自身による説明等の企画を、公開により実施する。

（8）その他

その他、DAASの目的に資する活動を実施する。

**建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム**  
**第3期(2008-2009年度) 収支予算案**  
 2008年10月1日から 2009年9月30日まで

(単位:円)

科目	予算額	
<b>I 事業活動収支の部</b>		
<b>事業活動収入</b>		
1 会費・入会金収入	<b>10,890,000</b>	減額1社、退会1社含む、会員増は想定しない。
企業会員	9,660,000	企業理事6
団体会員	1,200,000	団体会員6
学術・教育機関会員	30,000	学術会員1
個人会員	0	
2 事業収入	<b>9,550,000</b>	
記録作成業務受託収入	9,000,000	(社)日本建築士会連合会からの役務受託
情報提供事業業務受託収入	500,000	(社)日本建築士会連合会からの役務受託
コンテンツ有償利用料	50,000	
3 その他収入	<b>0</b>	
受取利息	0	
雑収入	0	
<b>事業活動収入計</b>	<b>20,440,000</b>	
<b>事業活動支出</b>		
1 事業費支出	<b>12,200,000</b>	一般670、事業550
WEBサイト改修委託支出	4,000,000	一般250、事業150
イベント事業支出	1,000,000	一般50、事業50(情報提供事業(パネル作成、旅費等))
コンテンツ整備事業支出	5,500,000	一般200、事業350
保守費支出	1,700,000	一般170
2 管理費支出	<b>9,880,000</b>	一般588、事業400
事務局委託費(含人件費)支出	8,700,000	一般470、事業400(人件費300、通信費等100)
旅費交通費支出	250,000	一般
機材費支出	200,000	一般
通信運搬費支出	100,000	一般
雑費・消耗品費支出	310,000	一般
会議費(含総会)支出	100,000	一般
会計士外部委託費支出	150,000	一般
租税公課支出	70,000	一般
<b>事業活動支出計</b>	<b>22,080,000</b>	
<b>事業活動収支差額</b>	<b>▲ 1,640,000</b>	
<b>II 投資活動収支の部</b>		
<b>投資活動収入</b>		
修繕引当預金取崩収入	1,700,000	一般
<b>投資活動収入計</b>	<b>1,700,000</b>	
<b>投資活動支出</b>		
修繕引当預金取得支出	3,700,000	一般
<b>投資活動支出計</b>	<b>3,700,000</b>	
<b>投資活動収支差額</b>	<b>▲ 2,000,000</b>	
<b>III 財務活動収支の部</b>		
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	
<b>IV 予備費支出</b>		
予備費支出	433,131	一般
<b>当期収支差額</b>	<b>▲ 4,073,131</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>4,073,131</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>0</b>	

注)この予算書は消費税込みで計算しております

## 〈資料6〉

## 議案4 規約及び会費等規程の変更について

## 1. 規約変更(案)

- (1) 規約第2条中、「文京区」を「千代田区」に改める。

新	旧
第2条 事務局を千代田区に置く。	第2条 事務局を文京区に置く。

(改正提案趣旨)

- (1) 事務局の移転に伴う変更。

## 2. 会費等規程の変更(案)

第1条に第3項として「第1項の会費に相当する無償の役務提供を申し出る者に対して、その提供される内容が妥当であると運営委員会で認められた場合に限り、当該役務提供によって会費を納入したものとみなす。」を追加する。

新	旧
第1条 略 2 略 3 第1項の会費に相当する無償の役務提供を申し出る者に対して、その提供される内容が妥当であると運営委員会で認められた場合に限り、当該役務提供によって会費を納入したものとみなす。	第1条 略 2 略

(改正提案趣旨)

会費等の納入方法に役務提供の選択肢を加えることで、入会者の便宜を図るとともに、体制の強化を図る。

## 〈資料6-添1〉

制定 平成 18 年 12 月 4 日

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約

## 第1章 総則

## (名称)

第 1 条 本会の名称は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(英語名 Digital Archives for Architectural Space consortium 略称:DAAS)とする。

## (事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## (目的)

第 3 条 本会は、優れた空間、景観を構成する建築物等の写真、図面、建築記録等の情報を電子的に収集・保全、管理し、ネットワーク等を通じて広く国内外に提供するとともに、建築物等の情報センターとして専門家、学生、市民、企業、行政、美術館等をつなぎ、その参加を得て、ネットワーク上における情報交流及び建築教育支援プログラムの共同開発などの各種活動を行うことで、建築文化の発展に寄与し、我が国の建築物・諸施設の空間の質、デザインの向上及び良好な景観の形成等を図ることを目的とする。

## (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 優れた空間、景観を構成する建築物等の写真、図面、建築記録等の電子情報のアーカイブスの構築、管理
- (2) アーカイブスの収集情報を公開する Web サイト(以下、「DAAS ウェブ」という。)の作成及び運営
- (3) DAAS ウェブを活用した建築物等に関するネットワーク上での情報提供、情報交流
- (4) DAAS ウェブを活用した建築教育支援プログラム等の開発
- (5) 収集情報及び開発プログラム等の知的財産権管理及び関係権利者の権利の調整、仲介
- (6) 建築・空間デザイン等に係る各種調査、研究、講習会、展覧会等の企画・立案・実施
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (知的財産権等)

第 5 条 前条各号の事業に伴うあらゆる知的財産権等の帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にするものとする。

## 第2章 会員

## (種類)

第 6 条 本会の会員は、次の5種とする。

- (1)企業会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる企業等法人
- (2)団体会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる公益法人等
- (3)学術・教育機関会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる学術機関、大学、専門学校等の教育機関
- (4)個人会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる個人
- (5)特別会員 本会の諸活動の功労者等であって、別途総会の決議により指定された法人、個人

#### (入会)

- 第 7 条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 会員が法人の場合は、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、理事長に届け出なければならない。
- 4 前項の指定代表者を変更した場合、すみやかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

#### (入会金及び会費等)

- 第 8 条 第 6 条に定める各会員は、総会において別に定める入会金及び会費若しくは会費相当金(「会費等」という)を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
  - (2) 破産又は民事再生手続きの開始決定等があったとき
  - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
  - (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
  - (5) 除名されたとき。

#### (退会)

- 第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。

この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約、規則又は総会の議決に違反したとき



- (2) 6ヶ月以上会費等を滞納したとき。
- (3) 会員個人の利益のみを目的として、本会の業務を不当に利用したとき
- (4) その他、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費等及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員、会長及び顧問

(種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30人以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、理事長1人を定めるものとし、副理事長2人以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、会員(法人の場合は指定代表者)の中から選任するものとする。ただし、理事のうち2名以内、監事1名を会員以外の者から選任することができる。
- 3 理事長、副理事長は理事の互選により選任する。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行うほか、総会又は理事会に出席し意見を述べるすることができる。
  - (1) 財産及び会計を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること

(任期)

第16条 役員(役員)の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員(役員)の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- 4 役員が所属する法人が指定代表者を変更した場合、変更後の指定代表者が前任者の任務を引き継ぐものとし、この際の任期は前任者の残任期間とする。

#### (解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第 18 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会長)

第 19 条 本会に会長を置くことができる。

- 2 会長は、特にこの法人に功労があった者のうちから、理事会において推戴する。
- 3 会長は、理事長の諮問に応じ、又理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 第 16 条から第 18 条までの規定は、会長について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

#### (顧問)

第 19 条の 2 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する必要な事項について、理事会の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は、役員に準ずる。
- 5 第 16 条から第 18 条までの規定は、顧問について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

## 第 4 章 総会

#### (種別)

第 20 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### (構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

#### (権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) この規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任及び主な職務
- (7) 入会金及び会費等の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。)その他重要な義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、各事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 24 条 総会は第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、その権能の一部を運営委員会に委譲することができる。

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(定足数等)

第 34 条 理事会には、第 25 条から第 29 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第 35 条 本会は、理事会の下に運営委員会を置くほか、本会の目的達成に必要な事業を行うために、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第 36 条 運営委員会は、理事会から委譲を受けた事項について議決する他、本会の運営上必要な事項を審議する。

- 2 運営委員会は、理事が指定する者をもって構成する。
- 3 運営委員会の委員長は、理事長が指定する者がこれに当たる。
- 4 運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(委員会の組織)

第 37 条 委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要があるときは学識経験者等を委員に委嘱することができる。

(委員会の運営)

第 38 条 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 39 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費等
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の種類)

第 39 条の 2 本会の財産は、これを基本財産及び運用財産に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成され、これを処分し、又は担保に供することはできない。

(1)基本財産として寄附された財産

(2)その他理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 40 条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(費用の支弁)

第 41 条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第 44 条 新事業年度の予算が総会の議決を経るまでの間、理事長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに総会の議決を経た予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第 46 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 47 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第 9 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 49 条 この規約は、総会において出席会員数の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散及び合併)

第 50 条 本会は、総会において出席会員数の 4 分の 3 以上の議決を経なければ、解散又は合併することができない。

(残余財産の処分)

第 51 条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において出席会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する他の公的団体に寄付するものとする。

## 第 10 章 補則

(委任)

第 52 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附則

1. この規約は、本会設立総会のあった日から施行する。
2. 本会の設立時の会員は、本会設立総会の承認を得た者とする。
3. 本会の事務所の所在地は、当分の間、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、理事長及び副理事長の同意により変更することができる。
4. 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月 30 日までとする。
5. 本会の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成 19

年 9 月 30 日までとする。

6. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
7. 本会の設立発起人は、特段の申出が無い限り第 7 条第 2 項の規定に基づき入会したものとみなす。



## 〈資料6-添2〉

制定 平成 18 年 12 月 4 日

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 会費等規程

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約(以下「規約」という) 第 8 条の規定に基づき、会員から徴収する会費等及び入会金について規定する。

## (会費等及び入会金の額)

第 1 条 会費等の額は、次のとおりとする。

- (1)企業会員の年会費等は次の表に掲げる従業員数の区分に応じ、それぞれ同表に定める 1 口あたりの額を 1 口以上とする。ただし、役員に選任された企業会員は 2 口以上とする。

従業員数	1 口あたりの額
51 人以上	36 万円
11～50 人	12 万円
10 人以下	6 万円

- (2)団体会員の年会費等は 20 万円を 1 口とし、1 口以上とする。  
 (3)学術・教育機関会員の年会費等は 3 万円を 1 口とし、1 口以上とする。  
 (4)個人会員の年会費等は 2 万円を 1 口とし、1 口以上とする。  
 (5)特別会員の年会費等は無料とする。

2 入会金の額は無料とする。

## (会費等及び入会金の納入等)

第 3 条 会費等は規約第 42 条に規定する事業年度に応じて年会費等を一括前納するものとする。

ただし、会員等が期の半ばに入会した場合の年会費等については、これを月割り換算し、入会月を含む残存月数分とする。

- 2 前項の月割り換算の方法は、十円単位以下を切り捨てるものとする。  
 3 会費等及び入会金は、事務局からの請求書等通知が届いてから、一ヶ月以内に納入するものとする。

## (規則の変更)

第 4 条 当規程の改変は理事会の議決を経て行う。

## 附則

- この規程は、本会設立総会のあった日から施行する。
- 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム設立準備会の設立準備費等を支出済みの会員は、入会金及び設立当初年度分の年会費等を納入したものとみなす。

## 〈資料7〉

建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム (DAAS)  
 法人会員指定代表者変更

(建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム規約 第7条第4項 関係)

(敬称略)

■ 団体会員 (選出必須会員)

社団法人日本建築家協会

〈変更前〉 仙田 満 (会長)

〈変更後〉 出江 寛 (会長)

2008年9月4日付

社団法人日本建築士会連合会

〈変更前〉 宮本 忠長 (会長)

〈変更後〉 藤本 昌也 (会長)

2008年5月30日付

■ 企業会員 (業種区分毎に1名以上選出)

【総合建設】

鹿島建設株式会社

〈変更前〉 山本 敏夫 (専務執行役員)

〈変更後〉 尾崎 勝 (執行役員 建築設計本部長)

2008年10月1日付

清水建設株式会社

〈変更前〉 岡本 宏 (常務執行役員 設計・プロポーザル統括)

〈変更後〉 割田 正雄 (常務執行役員 設計・プロポーザル統括)

2008年8月付

株式会社竹中工務店

〈変更前〉 村松 映一 (取締役副社長)

〈変更後〉 北 泰幸 (常務取締役)

2008年8月8日付

前田建設工業株式会社

〈変更前〉 永尾 眞 (取締役常務執行役員 建築本部副本部長)

〈変更後〉 永尾 眞 (取締役常務執行役員 建築事業本部長)

2008年8月7日付

【設 計】

株式会社日建設計

〈変更前〉 中村 光男 (代表取締役社長)

〈変更後〉 岡本 慶一 (代表取締役社長)

2008年8月7日付

■学術・教育機関会員

【大 学】

慶應義塾大学

〈変更前〉 大賀 裕（事務長）  
〈変更後〉 村井 純（常任理事）

2008年9月16日付

## 〈資料8〉

建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム (DAAS)  
理事・監事名簿 (案)

(順不同 敬称略)

## ■理事

榎 文彦 (建築家)  
斎藤 公男 (社団法人 日本建築学会 会長)  
藤本 昌也 (社団法人 日本建築士会連合会 会長)  
出江 寛 (社団法人 日本建築家協会 会長)  
和田 勇 (社団法人 住宅生産団体連合会 会長)  
立石 真 (財団法人 日本建築センター 理事長)  
隈 研吾 (建築家)  
難波 和彦 (建築家)  
古谷 誠章 (建築家)  
六角 鬼丈 (建築家)  
六鹿 正治 (株式会社 日本設計 代表取締役社長)  
平林 文明 (積水ハウス株式会社 取締役 常務執行役員)  
可児 才介 (大成建設株式会社 取締役専務)  
北 泰幸 (株式会社 竹中工務店 常務取締役)  
岡本 慶一 (株式会社 日建設計 代表取締役社長)  
小林 照雄 (株式会社 大林組 執行役員 東京本社 設計本部長)  
尾崎 勝 (鹿島建設株式会社 執行役員 建築設計本部長)  
山田 幸夫 (株式会社 久米設計 代表取締役社長)  
吉田 信之 (株式会社 新建築社 代表取締役)

## ■監事

三栖 邦博 (社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長)  
野村 哲也 (社団法人 建築業協会 会長)

建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム (DAAS)  
第1期・第2期 役員名簿

(順不同 敬称略)

■理事長

榎 文彦 (建築家)

■副理事長

斎藤 公男 (社団法人 日本建築学会 会長)

藤本 昌也 (社団法人 日本建築士会連合会 会長)

■監 事

三栖 邦博 (社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長)

野村 哲也 (社団法人 建築業協会 会長)

■理 事

出江 寛 (社団法人 日本建築家協会 会長)

和田 勇 (社団法人 住宅生産団体連合会 会長)

立石 真 (財団法人 日本建築センター 理事長)

隈 研吾 (建築家)

難波 和彦 (建築家)

古谷 誠章 (建築家)

六角 鬼丈 (建築家)

六鹿 正治 (株式会社 日本設計 代表取締役社長)

割田 正雄 (清水建設株式会社 常務執行役員 設計・プロポーザル統括)

平林 文明 (積水ハウス株式会社 取締役 常務執行役員)

可児 才介 (大成建設株式会社 取締役専務)

北 泰幸 (株式会社 竹中工務店 常務取締役)

岡本 慶一 (株式会社 日建設計 代表取締役社長)

小林 照雄 (株式会社 大林組 執行役員 東京本社 設計本部長)

尾崎 勝 (鹿島建設株式会社 執行役員 建築設計本部長)

山田 幸夫 (株式会社 久米設計 代表取締役社長)

吉田 信之 (株式会社 新建築社 代表取締役)

■顧 問

村井 純 (慶應義塾大学 常任理事)

和泉 洋人 (国土交通省住宅局長)

2008年9月改訂

建築・空間デジタルアーカイブス (DAAS)  
コンソーシアム会員名簿 (案)

2008年10月現在

(順不同 敬称略)

榎 文彦 (建築家)  
 隈 研吾 (建築家)  
 六角 鬼丈 (建築家)  
 難波 和彦 (建築家)  
 古谷 誠章 (建築家)  
 齋藤 公男 (社団法人 日本建築学会 会長)  
 藤本 昌也 (社団法人 日本建築士会連合会 会長)  
 三栖 邦博 (社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長)  
 出江 寛 (社団法人 日本建築家協会 会長)  
 野村 哲也 (社団法人 建築業協会 会長)  
 和田 勇 (社団法人 住宅生産団体連合会 会長)  
 立石 真 (財団法人 日本建築センター 理事長)  
 吉田 信之 (株式会社 新建築社 代表取締役)  
 村重 芳雄 (五洋建設株式会社 取締役社長)  
 神原 裕一 (株式会社 奥村組 代表取締役副社長執行役員)  
 六鹿 正治 (株式会社 日本設計 代表取締役社長)  
 大田 弘 (株式会社 熊谷組 取締役社長)  
 名倉三喜男 (興和不動産株式会社 取締役社長)  
 川尻 増夫 (富士ハウス株式会社 取締役社長)  
 永尾 眞 (前田建設工業株式会社 取締役常務執行役員 建築事業本部長)  
 割田 正雄 (清水建設株式会社 常務執行役員 設計・プロポーザル統括)  
 平林 文明 (積水ハウス株式会社 取締役 常務執行役員)  
 可児 才介 (大成建設株式会社 取締役専務)  
 北 泰幸 (株式会社 竹中工務店 常務取締役)  
 岡本 慶一 (株式会社 日建設計 代表取締役社長)  
 小林 照雄 (株式会社 大林組 執行役員 東京本社 設計本部長)  
 尾崎 勝 (鹿島建設株式会社 建築設計本部 執行役員 建築設計本部長)  
 副島 伸一 (住友不動産株式会社 ビル管理部長)  
 長島 俊夫 (三菱地所株式会社 代表取締役 専務執行役員)  
 山田 幸夫 (株式会社 久米設計 代表取締役社長)  
 横山 孝治 (株式会社 山下設計 代表取締役社長)  
 岡 房信 (三井不動産株式会社 建設企画部長)  
 佐久間 一 (東京建物株式会社 代表取締役専務取締役)  
 村井 純 (慶應義塾大学 常任理事)  
 戎居 連太 (株式会社 連合設計社市谷建築事務所 代表取締役社長)

お願い：現在事務局で把握しております情報をもとに作成させて頂きました。

御氏名、御役職名等、誤りがございましたら事務局までご連絡頂けますようお願い申し上げます。

〈資料 9〉

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム  
委員等国内旅費規定

制定：2008年1月18日

(総則)

1. 委員等の出張費用は、この規定の定めるところによる。

(交通費)

2. 交通費については出張業務処理上、最も合理的かつ、経済的な経路及び方法により計算支給するものとし、下記基準で実費支給する。

- 片道 50km 未満 実費
- 片道 50km 以上の場合 実費とし、急行又は特急料金（新幹線を含む）を適用してよい

交通機関は、鉄道・バス・船舶等の公共機関を使用するものとする。

但し、原則として新幹線で片道3時間以上かかる場合は航空機を使用できるものとする。

なお、航空賃は領収書による実費精算とする。

(旅費の支給方法)

3. 事務局が支給の有無及びその額を決定し、支出対象者へ現金、または後日振り込みにて支給する。  
なお、現金で支給の場合、事務局は予め領収書を用意のうえ、受領者は領収書へ署名、押印後、事務局へ提出する。

(その他)

4. 理事会は、理事会の議決を経て、以上の条項を修正したり、新たな条項を加えることができる。

(付則)

1. この規定は、2008年1月18日よりこれを施行する。

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 職員等国内旅費規定（案）

制定：2008年1月18日

### （総則）

1. 職員等（臨時雇用者を含む）の出張費用は、この規定の定めるところによる。

### （交通費）

2. 交通費については出張業務処理上、最も合理的かつ、経済的な経路及び方法により計算支給するものとし、下記基準で実費支給する。

- 片道 50km 未満 実費
- 片道 50km 以上の場合 実費とし、急行又は特急料金（新幹線を含む）を適用してよい

交通機関は、鉄道・バス・船舶等の公共機関を使用するものとする。

但し、原則として新幹線で片道3時間以上かかる場合は航空機を使用できるものとする。

なお、航空賃は領収書による実費精算とする。

### （申請方法）

3. 上記に該当する者は、事務局に交通費精算書を提出する。

- 氏名
- 交通機関と乗車区間

### （旅費の支給方法）

4. 交通費精算書に運営委員長の確認と押印後、事務局が支給の有無及びその額を決定し、提出者へ現金、または後日振り込みにて支給する。なお、現金で支給の場合、事務局は予め領収書を用意のうえ、受領者は領収書へ署名、押印後、事務局へ提出する。

### （その他）

5. 理事会は、理事会の議決を経て、以上の条項を修正したり、新たな条項を加えることができる。

### （付則）

1. この規定は、2008年1月18日よりこれを施行する。